

協議、同意、許可・認可・承認

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。

記号	本文の記述(「講ずべき措置」欄の記号に対応) 【 】内は本文の記述箇所	具体的に講ずべき措置
1a	法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合 【(b)(2)(i)(a)】	同意を要する協議を許容
1b	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合 【(b)(2)(i)(b)】	
1①	法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの 【(b)(2)(i)①】	
1②	国(都道府県)に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国(都道府県)の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの 【(b)(2)(i)②】	
1③	地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの 【(b)(2)(i)③】	

2①	<p>国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村(都道府県)間の事務配分の特例を都道府県(国)が許容する場合であって、<u>都道府県(国)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの</u></p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)①】</p>	同意を要しない 協議を許容
2②	<p>地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)②】</p>	
2③	<p>事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、<u>国(都道府県)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの</u></p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)③】</p>	
2④	<p>同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、<u>国(都道府県)との調整が不可欠である場合</u>であって、私人の権利・義務に関わるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)④】</p>	
2⑤	<p>同一の事案について国(都道府県)が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国(都道府県)が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)⑤】</p>	
2⑥	<p>私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)⑥】</p>	
3d	<p>刑法等で一般には禁止されていないが特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(d)】</p>	許可・認可・承認を許容
3e	<p>公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(e)】</p>	
3f	<p>補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(f)】</p>	
3g	<p>法人の設立に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(g)】</p>	
3h	<p>国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(h)】</p>	
3①	<p>私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)①】</p>	

4①	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、 <u>国(都道府県)との調整が不可欠である場合</u> 【(b)(2)(iv)①】	意見聴取を許容
5①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、 <u>事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認められるもの</u> 【(b)(2)(v)①】	事前報告・届出・通知を許容
6①	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合 【(b)(2)(vi)①】	事後報告・届出・通知を許容
6②	法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合 【(b)(2)(vi)②】	
2※ 4※ 5※ 6※	第1章3(b)(2)において「(i)(ii)(iv)(v)の項目のうち下破線部分には該当しないが、それ以外の部分に該当しているものについては、下破線部分に該当しない程度に応じて個々に判断し、それぞれの場合に許容するものとされている同意を要する協議、同意を要しない協議、意見聴取、事前報告・届出・通知よりも弱い形態のものとする。」とされており、これに基づき「同意を要しない協議」「意見聴取」「事前報告・届出・通知」「事後報告・届出・通知」が必要と判断する場合は、それぞれ2※、4※、5※、6※と記載。	

**「国に対する通知・届出・報告等及び都道府県に対する
市町村からの通知・届出・報告等」に係る具体的に講ずべき措置の方針**

記号	意味	具体的に講ずべき措置
4①	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担 う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合	意見聴取を許容
5①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であ って、事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認められるもの	事前報告・届出・通知 を許容
5α	協議、意見聴取を行い、又は同意、許可・認可・承認を受けるための書類の提出を 義務付ける規定であって、当該協議、意見聴取、同意、許可・認可・承認が第2次 勧告「義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマール」(※)に該当する 場合又は第3次勧告「(b) 協議、同意、許可・認可・承認」若しくは「(c) 計画等の策 定及びその手続」において事前報告・届出・通知まで許容される類型に該当する場 合 ※ 「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」(i～vii)及び「義務付け・枠付けの存 置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」 (ア～キ)をいう。	
5β	第3次勧告「(b) 協議、同意、許可・認可・承認」において3①に該当するとされた事 業について、私人に対して事前報告・届出・通知を行うものとされている事務を地 方自治体が行う場合	
6①	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合	事後報告・届出・通知 を許容
6②	法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合	
6α	都道府県に対して国への情報連絡を義務付ける規定又は市町村に対して国・都 道府県への情報連絡を義務付ける規定であって、法制度上当然に、情報連絡を受 けた国がそのまま都道府県・市町村へ情報連絡し、又は情報連絡を受けた都道府 県がそのまま市町村へ情報連絡するものとされている場合	
×	いずれにも該当しない場合	見直し対象を 廃止すべき

(備考)

- 第3次勧告「(b) 協議、同意、許可・認可・承認」において協議、同意、許可・認可・承認が許容された類
型(1a～3①)に該当する場合は、それより弱い形態である通知・届出・報告等を許容する。
- 法律上、国、都道府県、市町村、民間事業者等を問わず、施設管理者に対して通知・届出・報告、意見
聴取等を行うことを義務付けており、国、都道府県がその施設管理者としての立場で通知・届出・報告、
意見聴取等を受けるものは②(ア)に含めず、②(イ)に含める。また、市町村が国、都道府県に対して行う
通知・届出・報告、意見聴取等であって、国、都道府県に対しても同様に市町村に対して通知・届出・報
告、意見聴取等を行うことが義務付けられている場合、都道府県が国に対して行う通知・届出・報告、意
見聴取等であって、国に対しても同様に都道府県に対して通知・届出・報告、意見聴取等を行うことが義
務付けられている場合も、同様に、②(ア)に含めず、②(イ)に含める。

「公示・公告等」に係る具体的に講ずべき措置の方針

記号	意味	具体的に講ずべき措置
c4①	不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合	公示・公告・公表等の 存置を許容
c4②	権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合	
c4③	意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合	
c4 甲	特定の者に権利を付与し、他の者の権利を失わせるために、第三者対抗要件として行われる場合	
c4 乙	不特定多数の者が、不適格な施設を利用し、又は不適格な事業者と取引することにより、その利益が害されるおそれがある場合に、施設又は事業者の適格又は不適格を周知する手段として行われる場合	要式性のない公表 又は縦覧・閲覧を許容
×	いずれにも該当しない場合	廃止又は公示・公告・ 公表等に関する努力・ 配慮義務に係る規定化

(備考)

1. 「要式性のない公表」とは、いかなる形式によるかを問わず、一般国民若しくは一定地域の住民又は少なくとも不特定多数の人々が知ることのできる状態に置くことをいう。「要式性のない公表」の義務付けがなされている場合、官報や地方自治体の公報への掲載、新聞紙への掲載、掲示場における掲示、インターネットホームページへの掲載、刊行物の発行等のいずれの形式によっても、公表しなければならないとする法的義務が充足される。「公示」、「公告」等として法文上規定されている場合であっても、この定義に当てはまる場合にはこれに含む。
2. c4 乙によって許容される「縦覧・閲覧」は、書面等による方法によるか、インターネットホームページへの掲載等の電磁的記録による方法によるかを問わず、いかなる形式によっても、縦覧・閲覧の法的義務が充足されるものに限る。

「① 地方からの提言等に係る事項」

凡例
 ○：見直し実施
 △：一部実施
 ◆：存置許容
 ×：未実施

番号	分野	通番	法律名	条項	内容	地方提言要旨	存置許容	見直し状況	各府省回答	
3	20	13	水道法	第7条第1項	水道事業経営の厚生労働大臣への認可申請書の添付書類	○水道事業の大臣認可、大臣届出 水道事業における認可等を廃止し、市の責任において実施できるようにする。 (全国市長会)	◆	5α		
4	20	13	水道法	第7条第2項	水道事業経営の厚生労働大臣への認可申請書の記載事項		◆	5α		
5	20	13	水道法	第7条第3項	水道事業の申請内容に変更が生じた場合の厚生労働大臣への届出		◆	6②		
6	20	13	水道法	第10条第3項	水道事業者が軽微な事業の変更を行う場合の厚生労働大臣への届出		◆	6②		
7	20	13	水道法	第11条第2項	水道事業者が事業譲渡して事業を廃止する場合の厚生労働大臣への届出		◆	6②		
8	20	13	水道法	第13条第1項	水道事業者が水道施設等を新設等した場合の給水開始に係る厚生労働大臣への届出		◆	6②		
9	20	13	水道法	第14条第5項	水道料金を変更した場合の厚生労働大臣への届出		◆	5①		
10	20	13	水道法	第24条の3第2項	水道管理業務の委託した場合の厚生労働大臣への届出		◆	6②		
11	20	13	水道法	第27条第1項	水道用水供給事業経営の厚生労働大臣への認可申請書の添付書類		◆	5α		
12	20	13	水道法	第27条第3項	水道用水供給事業の申請内容に変更が生じた場合の厚生労働大臣への届出		◆	6②		
13	20	13	水道法	第30条第2項	水道用水供給事業経営の事業変更の厚生労働大臣への認可申請書の添付書類等		◆	5α、6② (27条1項、3項を準用)		
14	20	13	水道法	第30条第3項	水道用水供給事業者が軽微な事業の変更を行う場合の厚生労働大臣への届出		◆	6②		
15	9	6	公営住宅法	第49条第4項	公営住宅の実地検査等の結果に係る国土交通大臣への報告		○公営住宅の実地検査等の結果に係る国土交通大臣への報告 公営住宅の処分に関する規制については、公営住宅における目的外使用承認の柔軟化及び公営住宅ストックの有効活用の観点から廃止すべき。また、その他の自治事務に関する国の関与についても廃止すべき。(全国知事会)	◆	6②	

「① 地方からの提言等に係る事項」

凡例
 ○：見直し実施
 △：一部実施
 ◆：存置許容
 ×：未実施

番号	分野	通番	法律名	条項	内容	地方提言要旨	存置許容	見直し状況	各府省回答
16	17	8	港湾法	第3条の3第4項	重要港湾に係る港湾計画を変更した場合の国土交通大臣への提出		◆	6②	
17	17	8	港湾法	第3条の3第8項	重要港湾に係る港湾計画の軽易な変更の場合の国土交通大臣への送付			×	○ 国土交通大臣に提出され、確認を経た港湾計画について、その後、港湾管理者が軽易な変更を行っても、国土交通大臣に軽易な変更に係る内容が送付されないとするは、国土交通大臣として当該港湾の港湾計画の把握が不十分なものとなり、その後軽易でない変更が必要となつて提出された場合、国土交通大臣は従前なされた軽易な変更を把握していない結果、当該提出された港湾計画について妥当性を判断できないこととなる。 ○ このため、港湾計画は基本方針等との適合が必要であり、軽易な変更については国土交通大臣による確認はしないものの、結果については把握しておく必要がある。
18	17	8	港湾法	第35条第3項	港湾管理者が委員会を設置した場合の国土交通大臣への届出	○港湾計画の策定・変更に係る国土交通大臣への提出 ○港湾管理者としての地方公共団体による委員会の設置に係る国土交通大臣への届出 ○港湾管理者による港湾隣接地域の指定・公告に係る国土交通大臣への報告		○	
19	17	8	港湾法	第37条の2第3項	港湾隣接地域の指定をした場合の国土交通大臣への報告	○重要港湾の港湾管理者による収支報告の写しの国土交通大臣への提出 ○港湾管理者による協議会の規約の決定・変更に係る国土交通大臣への届出 ○港湾管理者が港湾の経営を行うにあたり、その財源である重要港湾の入港料についての国土交通大臣の同意は廃止すべき。また、そのほかの自治事務に関する国の関与は廃止すべき。(全国知事会)		×	○ 港湾区域等を保全するために港湾管理者が指定した港湾隣接地域内においては、例えば用水きよ、排水きよの建設、改良や公共空地の土砂の採取、占用等をしようとする者は港湾管理者の許可を受けなければならない。さらに、許可を受けた者は占用料等を徴収され得ることとなる(第37条第1項、第4項)など、港湾隣接地域の指定により、当該地域内の土地の所有者等の権利や当該地域内の利用に重大な制限を加えることとなるため、内容を周知する統一的手段として公告が必要である。
20	17	8	港湾法	第49条	重要港湾に係る業務に関する報告を年に1度国土交通大臣に提出			○	
21	17	8	港湾法	第50条の3第3項	二以上の港湾に係る協議会の規約を定めた場合等の国土交通大臣への届出			○	
22	17	8	港湾法	第50条の4第8項	特定港湾管理者が認定運営者の認定を取り消す場合の国土交通大臣への通知		◆	6①	
23	17	8	港湾法	第54条の3第11項	港湾管理者が特定埠頭の運営者に対する認定を取り消す場合の国土交通大臣への通知		◆	6①	

「① 地方からの提言等に係る事項」

凡例
 ○：見直し実施
 △：一部実施
 ◆：存置許容
 ×：未実施

番号	分野	通番	法律名	条項	内容	地方提言要旨	存置許容	見直し状況	各府省回答
50	17	8	港湾法	第44条第5項	国土交通大臣から要求のあった場合の港湾利用料等の変更	○国土交通大臣の要求による港湾管理者の料率の変更 港湾管理者が港湾の経営を行うにあたり、その財源である重要港湾の入港料についての国土交通大臣の同意は廃止すべき。また、そのほかの自治事務に関する国の関与は廃止すべき。 (全国知事会)		×	○ 施設等の料金の料率については、港湾管理者たる地方公共団体が条例により設定しているところであるが、港湾は外部経済効果が大きく、国民生活に直結する重要な社会資本であり、その港湾の存する地域以外の者の利用も考えられ、広く便益を及ぼすものである。 本条項は、変更請求を限定(利害関係人のみ、料率の施行の日まで)したうえで、国土交通大臣が全国的見地、第三者の立場から、慎重かつ早期の改善・安定化を図るため、事前に関係者利益を調整した結果が、制度上迅速に反映されるよう担保するものである。 なお、国土交通大臣が料率の変更要求を行うのは、利害関係人の請求を受けて、運輸審議会の開催する公聴会において、港湾管理者にその料率が不当でなく、且つ、この法律に違反しないものであることを述べる十分な機会を与えた後、当該請求に理由があると認めたとのみである(同条第4項)。 ○ 本条項が廃止された場合、全国的見地、第三者の立場から国土交通大臣が調整した結果が制度上迅速に反映されることを担保出来ず、関係者利益が適切に保護されなくおそれがある。 ○ 以上より、国土交通大臣の一定の関与が必要であり、本条項は存置する必要がある。
24	14	1	漁業法	第129条第7項	漁業規則を認可した際の漁業者の名称その他省令で定めている事項の公示	○遊漁規則の認可 遊漁規則の認可は自治事務であり、公示内容を省令でなく都道府県条例で定めるべき。 (全国知事会)	◆	C4①	
25	12	3	農業改良助長法	第9条	農業普及指導員は試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者とする。	○農業普及指導員の資格 農業普及指導員については都道府県に職の設置を義務付ける必置規制があるが、都道府県の判断で普及事業を実施できるよう、農業普及指導員の任用資格設定権限を都道府県に移譲すべき。 (全国知事会) (地方提言等の趣旨を踏まえた措置案) 国の運営指針を基本として定める実施方針に従って協同農業普及事業を実施すること(第7条第5項)については今回の見直しの対象ではないので、任用資格を廃止したとしても、国の指針に即した方針に基づかない活動に対して国が財政上の支援をすることにはならないことから、農業普及指導員の任用資格設定権限を都道府県に移譲することを御検討いただきたい。		△	平成22年11月に全国知事会から「都道府県の判断により、経営やマーケティング、食品衛生等のスペシャリストを普及指導員として任用」することとする特区要望があったところであり、都道府県知事の普及指導員の任用の幅を現行から広げることについて特区制度で対応することを検討しているところ。

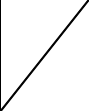
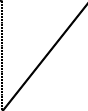
「① 地方からの提言等に係る事項」

凡例
 ○：見直し実施
 △：一部実施
 ◆：存置許容
 ×：未実施

番号	分野	通番	法律名	条項	内容	地方提言要旨	存置許容	見直し状況	各府省回答
26	20	1	地域保健法	第10条	保健所長は医師であり、三年以上公衆衛生に従事した者等	○保健所長の医師資格要件緩和 保健所長は、医師でなくても公衆衛生行政に精通した職員が遂行可能であり、医師資格要件を廃止すべき。（全国知事会）		×	○ 保健所は、新型インフルエンザ等健康危機管理発生時における地域保健対策の最重要拠点となるべきであり、健康危機に際してこれらの業務を的確かつ迅速に遂行するためには、その所長に必要な一定レベル以上の指揮管理能力とともに医学及び公衆衛生学的専門知識が必要であることから保健所長の資格要件を定めているところ。 仮に保健所に医師がいたとしても、保健所長自身に専門的な素養がない場合には、医師からのアドバイスを受けても、その専門的な内容を的確に判断することができない。 ○ また、健康危機管理時においては、地域の医師会や医療機関等との連携・協力が不可欠であるが、連携の要となる医師会や医療機関の長との調整において、対外的に医師資格を有する保健所長が当たることは、現実的な対応として非常に有用であり、現に機能している。 ○ 平成21年に発生した新型インフルエンザ対策においても、現制度における全国の保健所等の機能が遺憾なく発揮され、わが国の死亡率は他の国と比較して低い水準にとどまり、死亡率を少なくし重症化を減少させるという当初の最大目標は概ね達成されており、現制度の有用性、妥当性は基本的に証明されているといえる。 ○ なお、一部の地方自治体において、保健所長に該当する医師を配置することが非常に困難という要望にも応えて、平成17年度から医師と同等以上の専門性を有する者にあつては、一定以上の行政能力があれば保健所長になることができる制度を設けているところである。 この制度は、保健所長の確保の有用な手段として、保健所長に該当する医師を配置することが非常に困難な一部の地方自治体で活用されつつある。
27	4	28	交通安全対策基本法	第17条第2項	都道府県交通安全対策会議の会長は知事とする。	○都道府県交通安全対策会議の組織の義務付け 交通安全対策会議については、法令により会議の設置や構成員が定められており、地域の県民からの意見等の反映に苦慮している。地域の実情に応じた柔軟な対応を可能にするため、各都道府県が任意に設置や運用ができるようにすべき。また、委員の選任についても法令による委員の構成の指定を廃止する等、都道府県の主体的な判断で選任できるようにすべき。（全国知事会・追加分）		○	
28	4	28	交通安全対策基本法	第17条第3項	都道府県交通安全対策会議の委員の範囲を規定			○	
29	12	1	農業委員会等に関する法律	第10条の2第2項	農業委員会の選挙区の設定要件の義務付け	○農業委員会の選挙区の設定要件の緩和 農業委員会に二以上の選挙区を設ける場合において、市町村長が特に必要があると認めるときは、政令で定める基準によらずに選挙区を設けることができることとする。（全国市長会）		○	

「① 地方からの提言等に係る事項」

凡例
 ○：見直し実施
 △：一部実施
 ◆：存置許容
 ×：未実施

番号	分野	通番	法律名	条項	内容	地方提言要旨	存置許容	見直し状況	各府省回答
30	21	14	介護保険法	第81条第1項	指定居宅介護支援事業者は、省令で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。	○介護保険事業者の指定基準 介護保険事業者の指定基準等について、地域が主体的に判断してサービスを提供することが必要であり、義務付け・枠付けは縮小すべき。 ・グループホームの指定における研修の受講要件 ・訪問リハビリテーション等における指定基準 ・介護予防支援業務における指定居宅介護支援事業者への委託件数の制限 (全国知事会)			条例に委任した上で、「従うべき基準」 【理由】 「従業者の員数に係る規定」は、「地方分権改革推進計画について」(平成21年12月15日付閣議決定)により、「従うべき基準」とされているため。
31	21	14	介護保険法	第81条第2項	指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が策定				条例に委任した上で、「従業者の員数に係る規定」、「利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定」、「指定居宅介護支援の具体的取扱方針」(基準省令第13条第25項)については、「従うべき基準」、左記以外の基準については、「参酌すべき基準」 【理由】 「従業者の員数に係る規定」、「利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定」は、「地方分権改革推進計画について」(平成21年12月15日付閣議決定)により、「従うべき基準」とされているため。 「指定居宅介護支援の具体的取扱方針」(基準省令第13条第25項)については、業務の受託制限は、居宅介護支援事業所全体のケアマネジメントの質を大きく左右ものであり、「従業者の員数に係る規定」等と同等の取扱いとすることが適当。
32	21	14	介護保険法	第115条の22(⇒24)第1項	指定介護予防支援事業者は、省令で定める員数の従業者を有しなければならない。				条例に委任した上で、「従うべき基準」 【理由】 「従業者の員数に係る規定」は、「地方分権改革推進計画について」(平成21年12月15日付閣議決定)により、「従うべき基準」とされているため。
33	21	14	介護保険法	第115条の22(⇒24)第2項	指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が策定				条例に委任した上で、「従業者の員数に係る規定」、「利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定」、「指定居宅介護支援の具体的取扱方針」(基準省令第13条第25項)については、「従うべき基準」、左記以外の基準については、「参酌すべき基準」 【理由】 「従業者の員数に係る規定」、「利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定」は、「地方分権改革推進計画について」(平成21年12月15日付閣議決定)により、「従うべき基準」とされているため。 「指定居宅介護支援の具体的取扱方針」(基準省令第13条第25項)については、業務の委託制限は、居宅介護支援事業所全体のケアマネジメントの質を大きく左右ものであり、「従業者の員数に係る規定」等と同等の取扱いとすることが適当。
34	21	14	介護保険法	第115条の39(⇒45)第4項	地域包括支援センターの設置基準は、省令で規定				○地域包括支援センターの基準 地域包括支援センターの設置基準、職員配置基準を最低基準とするのではなく標準的なものとし、法令の規定を枠組化する。 (全国市長会)

「① 地方からの提言等に係る事項」

凡例
 ○：見直し実施
 △：一部実施
 ◆：存置許容
 ×：未実施

番号	分野	通番	法律名	条項	内容	地方提言要旨	存置許容	見直し状況	各府省回答
35	21	22	障害者自立支援法	第5条第2項	居宅介護とは、居宅において入浴、排せつその他省令で定める便宜と規定	○障害者自立支援における居宅介護の要件緩和 障害者自立支援法において「居宅介護」とは、居宅において行われる介護等のサービスと規定されており、居宅外では認められていないため、居宅以外の広範囲な生活場面での活動を支援するサービスが乏しく、障害者の地域生活に支障をきたしているため、障害者の生活実態に応じて学校生活等「居宅外」の場所でのヘルパーの活用や送迎が可能となるよう枠付けを緩和すべき。 （全国知事会・追加分）		△	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスは、利用者が、その状態像や必要とする支援の内容に応じて適切なサービスを利用することができるよう、居宅介護、生活介護、施設入所支援といったサービス類型を設け、それぞれのサービスについて、必要となる人員及び設備並びにその運営に関する基準を設け、その基準に応じて、事業に必要な経費を報酬として設定しているところ。 本条項は、サービスの提供に係る基準を規定しているのではなく、サービス類型上の定義を規定しているものであるため、「義務づけ・枠付け」にはあたらず、今回の見直しの対象となるものではないと考える。 なお、障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法」（仮称）の制定や、障害者に係る労働及び雇用、教育等の分野における施策の見直しについては、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日 閣議決定）に基づき、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会などにおいて検討されているところである。 →（第3次見直し） ・「居宅介護」（5条2項、28条1項、29条1項）は、居宅において行われる介護等のほか、通院や官公署への移動のための外出時には「居宅介護」における「通院等助介」及び「通院等乗降助介」を行うことができる。 また、外出時の介護等については、市町村が地域生活支援事業として行う移動支援事業のほか、重度の肢体不自由者に対する「重度訪問介護」、重度の知的障害者及び精神障害者に対する「行動援護」並びに平成23年10月から施行された重度の視覚障害者に対する「同行援護」により行うことができる。
36	21	22	障害者自立支援法	第28条第1項	介護給付費等の支給対象は、居宅介護等と規定			△	同上
37	21	22	障害者自立支援法	第29条第1項	市町村は、支給決定障害者等が、障害福祉サービス事業者等からサービスを受けた時等において、介護給付費を支給			△	同上
38	10	3	学校教育法	第25条	幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は文部科学大臣が策定	○幼稚園設置基準の規制緩和（認定こども園関係） 幼稚園の園舎は「耐火建築物」であることを要し、幼保連携型認定こども園を前提とする幼稚園において2階に保育室を置く場合、その園舎を「不燃構造」とする必要があるが、これは児童福祉施設最低基準を上回るもの（保育所は3階以上の場合、不燃構造を要求）であり、認定こども園を目指す幼稚園に必要以上の要件を課するものであるため、地方への権限移譲を含めて、基準を緩和すべき。 ○幼稚園と保育所の一元化 幼稚園と保育所を一元化し、就学前児童への教育（保育）の均一化を図る。 また、「認定こども園」における施設設置や職員配置等の基準や運営費等は、幼稚園・保育所の基準を適用するのではなく、保育所と幼稚園の一元化を図るための統一した標準的制度として構築するとともに、基準を最低基準とするのではなく標準的なものとして法令の規定の枠組化を図る。 （全国市長会）		△	○具体案 幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針（こども指針（仮称））を創設する。（現在検討中） ○理由 平成22年6月の「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（少子化社会対策会議決定）に基づき、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針（こども指針（仮称））を創設することとしており、現在、「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ」の下に置かれたワーキングチームで検討中であるため。

「① 地方からの提言等に係る事項」

凡例
 ○：見直し実施
 △：一部実施
 ◆：存置許容
 ×：未実施

番号	分野	通番	法律名	条項	内容	地方提言要旨	存置許容	見直し状況	各府省回答
39	10	3	学校教育法	第52条	高等学校の学科及び教育課程に関する事項は文部科学大臣が策定	○高等学校教育における学習指導要領の大綱化及び弾力化 高等学校教育については、現行の役割分担を概ね維持しつつ、国の定める学習指導要領の大綱化・弾力化により、必修科目の削減、科目選択や標準単位数の弾力化、科目における学習内容範囲の弾力化等を行い、学校の裁量権を拡大すべき。 (全国知事会)		△	○具体案 今後も、新しい学習指導要領の実施状況を踏まえ、学習指導要領等の不断の見直しを行い、その改善に向けた検討を行っていく。 ○理由 大学や社会との接続という観点も踏まえ、高等学校において全国的に一定の教育水準を確保するため、文部科学大臣は、本条に基づき、学校が編成する教育課程の大綱的基準として学習指導要領を定めている。高等学校学習指導要領においては、卒業までに必要な単位数や各教科・科目の標準単位数など教育課程の基本的な枠組みを規定しており、この点については、全国知事会からの提言においても、「現行の役割分担を概ね維持しつつ」とされているところ。 このような中、必修科目の削減、科目選択や標準単位数の弾力化、科目における学習内容範囲の弾力化等の指摘については、これまででも、必修教科・科目の単位数の一部減や、地域や学校、生徒の実態等に応じた学校設定教科・科目の創設、指導内容の基礎的・基本的な事項への重点化などを可能としているところである。さらに、新しい学習指導要領においても、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための工夫をしたり、各学校・生徒の実態等に応じた適当な教育課程の編成が行えるようにしている。 今後も、新しい学習指導要領の実施状況を踏まえ、学習指導要領等の不断の見直しを行い、その改善に向けた検討を行っていく。
40	10	3	学校教育法	第81条第1項	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、文部科学大臣の定めるところにより、特別支援教育を実施	○高等学校の特別支援学級における特別な教育課程の編成 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、特別な教育課程によることができる。しかし、高等学校においては、特別な教育課程が編成できなくなっているため、障害の種類や程度、個別の教育的ニーズに応じた適切な教育ができるよう、高等学校の特別支援学級においても特別な教育課程の編成ができるようにすべき。(全国知事会・追加分)		△	○具体案 教育課程の弾力的な編成等により、適切な特別支援教育が行われるよう、現在、モデル事業を行っているところであり、今後、その成果等も踏まえつつ、高等学校における障害のある生徒に対する支援の在り方について幅広く検討する。 ○理由 学校教育法第81条第1項に規定する「文部科学大臣の定めるところにより」とは、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育の具体的な内容及び留意事項等について学習指導要領等に委ねる趣旨であるが、高等学校において全国的に一定の教育水準を確保するため、文部科学大臣は、本条に基づき学校が編成する教育課程の大綱的基準として学習指導要領を定めているものであり、今後も一定の教育水準を確保するためには学習指導要領等により規定することが必要である。 全国知事会からの提言にある「高等学校の特別支援学級における特別な教育課程の編成」に関しては、高等学校においては、小学校や中学校と異なり、特別支援学級での指導のために「特別な教育課程」を編成することができることとはしていないが、一方で、各学校で生徒の実態等に応じて教科や科目を設定することができるようになってきているなど、教育課程を弾力的に編成することが可能となっている。文部科学省としては、教育課程の弾力的な編成等により、適切な特別支援教育が行われるよう、現在、発達障害のある生徒に対する指導方法、評価方法、就労支援等の在り方についての実践的な研究をモデル校において実施し、その研究成果を全国に発信することにより、高等学校における特別支援教育の推進等を図る事業を行っているところであり、今後、その成果等も踏まえつつ、高等学校における障害のある生徒に対する支援の在り方について幅広く検討する。

「① 地方からの提言等に係る事項」

凡例
 ○：見直し実施
 △：一部実施
 ◆：存置許容
 ×：未実施

番号	分野	通番	法律名	条項	内容	地方提言要旨	存置許容	見直し状況	各府省回答
41	13	5	森林法	第10条の2第6項	民有林における開発許可をしようとする際の都道府県森林審議会への意見聴取	<p>○林地開発許可事務に係る都道府県森林審議会への意見聴取 林地開発の許可にあたっては、森林審議会の意見を聴くことが義務付けられているが、この意見聴取については、都道府県段階で既に許可基準に合致する申請のみを森林審議会に諮問していること、自治事務となる以前は通達により10ha以上の案件について意見を聴取してきたが問題はなかったこと等から、森林審議会への意見聴取をするか否かは都道府県知事の判断で行うべきであり、「義務規定」から「意見を聴くことができる」という規定にすべき。 (全国知事会・追加分)</p> <p>(地方提言等の趣旨を踏まえた措置案) 民有林における開発許可については森林法により許可要件が明確に定められている(第2項)ことから、都道府県知事は当該許可要件に基づき許可・不許可について適切に判断するはずであり、地方の提言の通り都道府県森林審議会への意見聴取については「できる」規定化することを御検討いただきたい。</p>		×	<p>森林の開発行為については、 ①森林の開発に伴う重大な災害の発生はあってはならないこと、森林は一旦開発されると元に戻すことに長期間を要することなどにより、慎重な判断を求められていること、 ②特に近年、行政処分に対する国民の関心の高まりが見られる中、公平性・透明性を一層確保するべきであることから、技術的・専門的見地から慎重に判断する必要があり、都道府県森林審議会への意見聴取は今後も引き続き必要。(実際に、森林審議会の答申により事業計画の補正等がなされた事例もある。) なお、例えば、都道府県森林審議会においてあらかじめ開発規模に応じた意見聴取の簡素化の基準を定めるなどの運用は、森林法の範囲内で可能としているところ。</p>
42	12	19	主要農作物種子法	第4条第4項	都道府県は主要農作物種子に係る審査を職員により実施	<p>○主要農作物(米、麦、大豆)種子に係る審査・交付業務 都道府県は、栽培中の主要農作物の成熟状況等を審査する「ほ場審査」及び生産段階における主要農作物種子の発芽良否等を審査する「生産物審査」を行い、証明書を交付することが義務付けられているが、生産後の種子の品質等の検査は民間事業者で行われており、園芸作物の種苗生産については都道府県の審査義務はなく民間事業者で適切な種苗生産が行われていることから、栽培中の主要農作物についてのみ都道府県の審査等を義務付ける必要性は低く、民間事業者で実施できるような仕組みとすべき。 (全国知事会・追加分)</p>		○	
43	12	19	主要農作物種子法	第4条第5項	都道府県が実施する主要農作物種子に係る審査の基準及び方法は農水大臣が策定	<p>○地区計画等の区域内での建築物に係る規制を条例により緩和する際の国土交通大臣の承認 地区計画等の定められている区域内において、建築物に係る規制を条例で緩和する場合には、国土交通大臣の承認を得ることとされているが、地区計画等はその区域の特性にふさわしい土地利用の増進等を図るものであり、その目的を達成するため、主体的に条例を定めるものであることから、その内容に対して国の関与を必要とするものではないため、国土交通大臣の承認は廃止すべき。 (全国知事会・追加分)</p>		○	
44	9	1	建築基準法	第68条の2第5項	用途地域における用途の制限の緩和に当たっての国土交通大臣の承認	<p>○地区計画等の区域内での建築物に係る規制を条例により緩和する際の国土交通大臣の承認 地区計画等の定められている区域内において、建築物に係る規制を条例で緩和する場合には、国土交通大臣の承認を得ることとされているが、地区計画等はその区域の特性にふさわしい土地利用の増進等を図るものであり、その目的を達成するため、主体的に条例を定めるものであることから、その内容に対して国の関与を必要とするものではないため、国土交通大臣の承認は廃止すべき。 (全国知事会・追加分)</p>		×	<p>○ 建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とするものであり、同法第6条第14項は、同条第1項の確認済証の交付を受けた後でなければ、建築物の建築等はすることができない旨規定している。同項に基づく建築確認の対象となる本規定は、建築基準法第48条第1項から第12項までの規定について市町村が地区計画条例で制限を緩和する場合に国土交通大臣の承認を要すると規定したものである。 ○ 区域の特性にふさわしい土地利用の増進等の目的を達成するために市町村が独自に条例を制定し、第48条第1項から第12項の規定を緩和する場合には、建築基準法が目的としている、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することにより重大な支障を生ずることから、地方分権改革推進委員会第2次勧告メルクマール1に該当し、存置が許容されるものと考えられる。</p>
45	6	1	都市計画法	第19条第4項	市町村の都市計画の決定に係る都道府県知事の協議に当たっての配慮規定	<p>○市町村の都市計画の決定に係る都道府県知事の協議、同意 市町村が行う都市計画決定に際し、広域調整及び都道府県都市計画との適合性の観点から都道府県知事の協議、同意が義務付けられているが、地域の実情に即したまちづくりを自らの判断で迅速に進めることができるように、広域に影響を及ぼさないもの等(地区計画、小規模な市街地開発事業等)に係る協議、同意を廃止し、協議、同意を必要とする範囲を縮小すべき。 (全国知事会・追加分) 都市計画については、そのすべての決定権限を市に移譲するとともに、市決定の都市計画における都道府県等との協議、同意を廃止し、都道府県からの意見聴取、都道府県への報告とする。また、三大都市圏に係る特例措置を廃止する。(全国市長会)</p>	◆	2④	

「① 地方からの提言等に係る事項」

凡例
 ○：見直し実施
 △：一部実施
 ◆：存置許容
 ×：未実施

番号	分野	通番	法律名	条項	内容	地方提言要旨	存置許容	見直し状況	各府省回答
46	9	6	公営住宅法	第44条第2項	公営住宅を譲渡する場合の対価の充当先を公営住宅の整備等に限定する規定	○公営住宅の譲渡の対価等の処分に係る規制 公営住宅の処分に関する規制については、公営住宅における目的外使用承認の柔軟化及び公営住宅ストックの有効活用の観点から廃止すべき。また、その他の自治事務に関する国の関与についても廃止すべき。 (全国知事会)		×	○公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に賃貸するために整備されるもの(法第1条)であり、公営住宅を入居者等に譲渡することは、あくまで例外であるところ。公営住宅への入居を希望しながら入居できない者が存する現状を踏まえると、公営住宅ストックを減少させることは、公営住宅法の目的に照らして適切ではない。また、既存の公営住宅ストックを適切に維持管理していく観点からも、例外的に譲渡される場合について、その対価を公営住宅の整備等に充てることとする必要がある。
47	14	1	漁業法	第11条第6項	漁業免許に関する農林水産大臣の指示	○漁業権の免許 漁業権の免許等は自治事務であり、都道府県知事の有する漁業権の免許に対する免許内容や変更等を指示できる等の国の関与を廃止すべき。 (全国知事会) (地方提言等の趣旨を踏まえた措置案) 都道府県の区域を超えた広域的な見地から調整が必要な場合には、農林水産大臣からの指示によらず、関係都道府県等による自主的な調整に委ねてもよいと考えられることから、当該指示については廃止を御検討いただきたい。		×	都道府県の判断や関係都道府県間の自主的な調整では必ずしも十分な資源管理や漁業調整が図られない場合があるため、第11条第6項の規定に基づく指示は存置する必要がある。 具体的には、まず、漁業に関する国際約束(漁獲量制限等)を履行するために国として統一的な資源管理を行う必要がある場合であっても、資源管理の実行や方法について都道府県が判断するのは困難なこともある。例えば、クロマグロに関する国際的な保存管理措置を履行するため、クロマグロを漁獲対象とする定置漁業の免許数を今以上に増加させない旨の第11条第6項に基づく指示を行っている事例があるが、各都道府県の判断ではこのような統一的な資源管理や国際約束の実効性を担保し難い。 次に、都道府県間の漁業調整では、それぞれの利益が相反し自主的な解決に至らない場合があり、また、国が管理する漁業との関係においても、広域的な見地に基づく漁業調整を行う必要がある。例えば、沖合の水域又は都道府県の県境付近で新たに漁業権の免許の内容たるべき事項を事前に決定する場合には、管理主体が異なる他の漁業への影響に配慮し、必要な協議を経て行う必要がある旨の指示を行っている事例がある。 なお、県間調整については自治紛争処理委員による調停(地方自治法第251条の2)の仕組みも存在するものの、この仕組みについては ① 実際に生じた紛争の調停であり、紛争の発生を未然に防止するものではないこと ② 県間調整の際にのみ機能するもので、先述のような国際的な資源管理の観点から統一的な指示を出す必要がある場合には機能しないことから、代替することは難しいと考えている。
48	14	1	漁業法	第128条第4項	水産動植物増殖に関する農林水産大臣の指示			×	内水面は、海面に比べ、自然的豊度が低く、かつ、立地条件等から水産動植物の採捕が容易なため、多数の採捕者による乱獲により資源が枯渇するおそれ大きいという性質がある。 このため内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者には水産動植物の増殖を義務付け、内水面の資源の維持増大及び有効利用を図っているところである。 しかしながら、各都道府県において十分な増殖が図られない場合、資源水準の悪化を招くことがある。また、同一水系内で増殖努力が上流県と下流県、あるいは対岸同士でばらつきがある場合、漁業紛争となる恐れがある。 そのような事態を未然に防ぐべく、内水面全体の立場に立って、適切な増殖と内水面の資源の維持増大及び有効利用を図るため、特に必要な場合の農林水産大臣の指示権を維持する必要がある。

「① 地方からの提言等に係る事項」

凡例
 ○：見直し実施
 △：一部実施
 ◆：存置許容
 ×：未実施

番号	分野	通番	法律名	条項	内容	地方提言要旨	存置許容	見直し状況	各府省回答
49	17	8	港湾法	第2条第6項	港湾区域等外の施設についての国土交通大臣の認定	<p>○港湾施設に係る国土交通大臣の認定</p> <p>港湾法に、港湾区域及び臨港地区を外れて整備される施設については、国土交通大臣が港湾管理者の申請を受けて認定した場合のみ港湾施設とみなされるという規定（法第2条第8項）があることから、一方で整備事業が採択されているにも拘らず、他方で施設認定完了までに長時間を要しているため、港湾管理者が補助事業及びそれと密接に関連した他の事業による計画的な整備に着手できずに冬季や年度末近くの工事発注や発注工事の中止を余儀なくされる状況が発生している。港湾施設については港湾計画策定時・補助事業採択時に建設が了承されているため、国土交通大臣による施設認定を廃止すべき。</p> <p>※道路法では都道府県道の路線認定は都道府県知事が行うことになっている。（全国知事会・追加分）</p>		△	<p>港湾施設は、原則として港湾を管理運営するために定める臨港地区及び港湾区域に存する施設に限られるものである（第2条第5項）。</p> <p>しかし、港湾整備は理立てを伴うことが多いため、土地造成が完了しても臨港地区を指定するまでには手続きに時間を要することから、原則どおり臨港地区内に存することを要件とした場合には港湾施設としての供用が遅延してしまう。また、施設が狭隘で小規模であるため臨港地区の指定を行うことによる港湾の管理運営は適切でない地方公共団体が判断する場合もある。</p> <p>従って、施設完成後速やかに港湾施設とみなし適切な管理運営が図られることを担保するため、本規定により、例外的に港湾施設としてみなすことができることとしている。</p> <p>臨港地区の指定手続きは、臨港地区指定案の縦覧や公告等、透明性が確保されているところであるが、本規定が港湾管理者の判断によることとなった場合には、透明性が確保されず、周辺の土地利用との整合性などに関するチェック機能が働かないこととなる。</p> <p>なお、港湾施設と整理されれば、港湾管理者による施設の使用に関する規制が可能となり、また、港湾工事に対する国の費用の負担（第4条2条）、費用の補助（第4条3条）が可能となる。</p> <p>以上のことから、臨港地区等を設定する際と同様、港湾管理者単独で判断されることによる透明性の欠如を排除するため、例外的に、国が港湾管理者の申請に基づき港湾施設とみなす必要があるかどうかを判断する必要があるため、本規定は引き続き必要である。</p> <p>一（第3次見直し）</p> <p>・港湾区域及び臨港地区内にはない水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、航行補助施設、荷さばき施設、旅客施設、保管施設、船舶役務用施設、港湾公害防止施設、廃棄物処理施設、港湾環境整備施設、港湾厚生施設、港湾管理施設及び港湾施設用地についての港湾施設としての認定に係る港湾管理者の国土交通大臣への申請（2条6項）については、当該港湾管理者にとって円滑な事業執行に資する時期に可能であることを各港湾管理者に周知を図る。</p>
51	20	42	保健師助産師看護師法	第18条	准看護師国家試験の年最低1回の実施	<p>○准看護師試験の実施</p> <p>准看護師試験は、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも1回行うことが義務付けられており、准看護師養成所の閉校等によって、准看護師課程の卒業生が皆無であっても試験を実施しなければならないことから、行政の非効率化を招いているため、准看護師養成所のない都道府県については試験を実施しなくしていいよう改正すべき。（全国知事会・追加分）</p>		○	
52	14	2	遊漁船業の適正化に関する法律	第12条	遊漁船業務主任者は大臣が認めた講習を修了する等の要件が必要	<p>○遊漁船業務主任者養成講習</p> <p>住民の要望に応える迅速な対応をするため、都道府県が実施する遊漁船業務主任者養成講習に係る農林水産大臣の認定を廃止すべき。（全国知事会）</p>		○	